

蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」使用取扱要綱

平成25年3月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」（以下「マスコットキャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「マスコットキャラクター」とは、市が定めた蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」デザイン集（以下「デザイン集」という。）のことをいう。

(使用できる者)

第3条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットキャラクターを使用することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 蓼田市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に該当するとき。
- (6) その他、マスコットキャラクターの使用について著しく不適当であると市長が認めたとき。

(使用申請)

第4条 営利を目的としてマスコットキャラクターを使用する場合には、あらかじめ蓮田市マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、蓮田市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 マスコットキャラクターの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前2項の承認は、その申請内容を審査し、適當と認める場合は、マスコットキャラクターの使用を承認する。なお、使用期間は最長2年間とし、超える場合は再申請しなければならない。
- 4 前項の承認は、蓮田市マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行い、必要な条件を付することができる。
（使用料）

第5条 マスコットキャラクターの使用は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 マスコットキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (2) 使用するデザインは、デザイン集に定めたものとすること。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 「蓮田市マスコットキャラクター『はすぴい』」との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「©蓮田市」、「©HASUDA CITY」又は「蓮田市『はすぴい』」等の表記をもって代えることができる。なお、市長が認めた場合はこの限りでない。

- 2 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容を遵守すること。

（承認内容の変更）

第7条 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、蓮田市マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、蓮田市マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。
（違反等に対する取扱い）

第8条 マスコットキャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用している者はただちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。
- 3 前2項の行為を行った使用している者又は使用承認を受けた者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 使用承認を受けた者は、その権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、マスコットキャラクターの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記（第6条関係）

使 用 例



蓮田市マスコットキャラクター

「はすぴい」

様式第1号（第4条関係）

蓮田市マスコットキャラクター使用申請書

年　　月　　日

蓮田市長 宛て

申請者 住所

氏名

印

(法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者氏名)

蓮田市マスコットキャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用対象物件（使用するはすぴいの番号）

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間（最長2年間とし、超える場合は再申請しなければならない）

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

4 連絡先（担当者、電話番号）

5 添付書類

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第4条関係）

蓮田市マスコットキャラクター使用（変更）承認書

年　　月　　日

様

蓮田市長

年　　月　　日付で申請のありました蓮田市マスコットキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- (1) 蓼田市マスコットキャラクター使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) 「蓼田市マスコットキャラクター『はすぴい』使用取扱要綱」を遵守すること。

2 承認番号

第	号
---	---

様式第3号（第7条関係）

蓮田市マスコットキャラクター使用変更申請書

年　　月　　日

蓮田市長 宛て

申請者 住所

氏名

印

(法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者氏名)

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

(変更内容)